

【詳細版】

幼児教育・保育の無償化について（認可外保育施設向け）

はじめに

施設の利用者が無償化制度を適用するには、

- ①利用する施設が無償化対象施設であること
 - ②利用者が無償化に必要な認定を取得していること
- が必要です。

1 **施設**がおこなう手続き

（１）設置届出→（２）立入調査、証明書の交付→（３）確認申請を経て、無償化の対象施設となります。無償化の開始日は、最短でも確認申請書の提出日からです。

（１）設置届出

事業開始後１か月以内に『認可外保育施設設置届』をつくば市に提出して下さい。
(開設前の事前相談をお勧めします。施設の運営に際しては、認可外指導監督基準を順守してください。)

（２）立入調査、証明書の交付

設置届提出後、つくば市にて施設への立入調査を実施します。
立入調査にて、指導監督基準を満たしていると認められた施設に対して『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』（以下、証明書）を交付します。
無償化対象施設となるためにはこの証明書が必要です。
※設置届提出後、立入調査の実施までは３～１０か月程度の時間を要します。
※立入調査にて指導事項がある場合、証明書は発行されません。指導事項の内容、その後の改善状況等により証明書の発行可否が順次判断されます。翌年度の立入調査での再確認後に発行となる場合もあります。

（３）確認申請

無償化の対象施設となるには、施設所在市町村の「確認」を受ける必要があります。
『特定子ども・子育て支援施設確認申請書』をつくば市に提出して下さい。
※証明書の添付が必要です。
確認を受けた施設は市で公示（ホームページ等にて公開）されます。
※原則、施設は施設の所在市町村でのみ確認を受けます。
※無償化の開始日は、最短でも確認申請書の提出日からです。

（４）利用者への案内

施設利用者に対して、無償化対象施設である旨を周知して下さい。
周知が行き届かない場合、利用者が無償化を受けられることを知らずに不利益が生じてしまうおそれがあります。原則、市では各認可外施設の利用者（認定未取得者）を把握できません。施設から全利用者へ漏れなく無償化の制度概要と対象施設である旨の案内を継続的に行って下さい。

（５）領収証、提供証明書の発行 **※毎月発行**

保育サービス提供後は、無償化対象者（認定取得者）に対して、毎月以下の書類を発行してください。

無償化対象者（認定取得者）の一覧等を作成して管理することをお勧めします。

・特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証

※証明書と領収証を分けてそれぞれ発行する形でも可

※無償化対象者（認定取得者）以外には原則発行しないで下さい。

※つくば市ホームページ「幼児教育・保育の無償化（事業者向け）」ページに掲載の様式と記入例をご参照下さい。

2 利用者がおこなう手続き

（１）認定の取得→（２）市への請求を経て、無償化制度による還付（償還払い）が行われます。

（１）認定の取得

利用者が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（新２号認定 or 新３号認定）を申請し、取得する必要があります。

無償化を受けることができるのは、認定の有効期間内のみです。

認定の開始日は認定申請日以降です。原則、認定の開始日は遡りできません。利用施設が決まった際は早めに認定申請を行ってください。

※詳細はつくば市ホームページ「保育料無償化のための認定申請」のページをご参照下さい。

（２）市への請求（※年４回、市で受付期間を設定）

保育サービス利用後は、利用者から居住する市町村に請求が必要です。

（つくば市在住の方は、つくば市こども・保健部 幼児保育課 に請求）

原則、年４回の受付期間中に、利用者から電子・郵送（紙）・窓口（紙）いずれかの方法で請求を行って頂きます。

スマートフォン等を使った電子請求が便利です。

※詳細はつくば市ホームページ「施設等利用費の請求（償還払い）」のページをご参照下さい。